

第9号

2015年
9月15日



Safety Mail

● 滋賀県警察本部交通企画課 ●

県内の交通事故発生状況

《平成27年8月末現在の人身事故》

| | 件数 | 死者 | 傷者 |
|----|-------|----|-------|
| 本年 | 3,869 | 51 | 5,031 |
| 前年 | 4,243 | 44 | 5,521 |
| 増減 | -374 | +7 | -490 |

〈高齢者の事故〉

※高齢者…65歳以上をいう



| | 件数 | 死者 | 傷者 |
|----|-------|----|-----|
| 本年 | 984 | 24 | 641 |
| 前年 | 1,063 | 30 | 687 |
| 増減 | -79 | -6 | -46 |

滋賀県の交通事故は、件数と傷者は減少していますが、死者は増加しています。

これからの季節日没時間が早まり、交通事故の増加が懸念されます。安全確認を徹底して、事故を起こさないようにしましょう。また自転車は身近な乗り物ですが、昨年中滋賀県での自転車の関係する交通事故は**全事故の約16%**で、自転車乗用中に死傷した人の**8割以上に何らかの交通違反**がありました。自転車乗用中もしっかり交通ルールを守るように、家庭・職場で話し合しましょう！

知っていますか！？自転車だって加害者に…

夜間、走行中に歩行者と正面衝突して傷害を負わせ、歩行者は意識不明に。



損害賠償

約9,500万円

(平成25年7月：神戸地裁判決)

夜間、自転車で帰宅途中だった小学生(当時11歳)は、時速20~30kmのスピードで坂道を下っていたところ歩行中の女性と正面衝突。女性は硬膜下血腫、脳挫傷、頭蓋骨骨折の傷害を負い、意識障害が残った。
※この事例では監督義務を問われた親権者に賠償を求められました。

こんな事故の加害者にならないために

安全運転(確認など)の義務を守る

他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転する義務があります。



道路交通法第70条

歩行者とは安全な間隔をとる

歩行者の側方を通過するときは、安全な間隔をとるか、徐行しなければなりません。



道路交通法第18条第2項

平成27年6月1日施行の道路交通法改正により

自転車運転中に

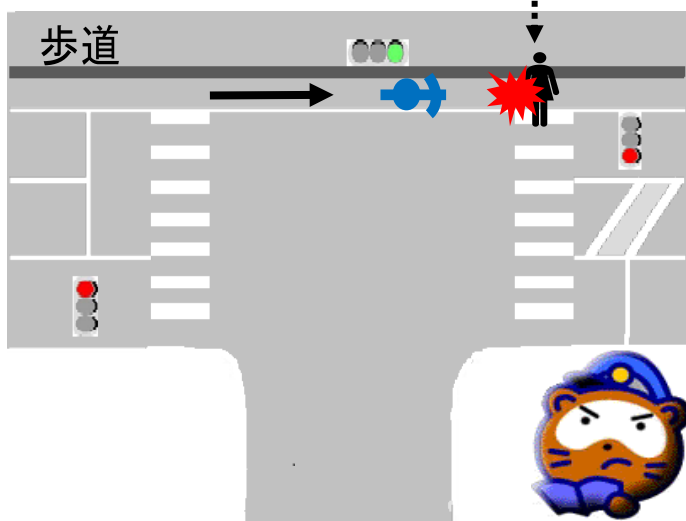
「危険なルール違反」を繰り返すと

自転車運転者講習

の受講が義務化されました！！



～ 過去の重傷事故事例 ～



◆ 平成23年6月 夜間発生

◆ 自転車×歩行者（50代女性重傷）

自転車が道路左側車道を進行中、三差路交差点設置の信号灯火が赤色にもかかわらず交差点へ進入し、横断歩道を横断中の歩行者と衝突したものの。

★ 自転車乗用中も信号機をしっかりと確認しましょう！

★ 横断歩道付近は特に歩行者の動向に注意しましょう！

秋の全国交通安全運動

運動の期間 **9月21日(月)～9月30日(水)**

運動の基本 **子供と高齢者の交通事故防止**

運動の重点 **9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」です**



1 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止



2 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



3 飲酒運転の根絶



事業所内に掲示するなど、多くの方々にご覧いただけるようご協力ください。

TEL 077-522-1231（代表） Eメール x0022@police.pref.shiga.jp